

(公印省略)
技企第1100号
平成27年7月1日

県土整備部関係各課室長 様
各県民局等土木事務所等の長 様

県土整備部長

「土木工事共通仕様書」等の改定について（通知）

このことについて、「土木工事共通仕様書（平成26年10月）」「土木工事施工管理基準（平成26年10月）」「土木請負工事必携（平成26年10月）」「県内産品使用促進の取組要領」及び「工事書類作成の手引き（平成26年10月）」を下記のとおり改定しますので、通知します。

記

1 主な改定の内容

(1) 土木工事共通仕様書

- ①「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第8条(受注者の責務)に関する事項の追加
(適正な下請契約、労働環境の改善)
- ②諸基準の改定による追加・修正等

(2) 土木工事施工管理基準

- ①出来形管理基準：不明確な測定箇所への明示及び諸基準の改定に伴う測定基準の追加
- ②品質管理基準：諸基準の改定に伴う試験基準等の変更
- ③写真管理基準：出来形管理基準の改定に伴う撮影頻度の変更

(3) 土木請負工事必携

- ①使用材料確認一覧表（様式29-2）と工事用材料使用承諾書（様式30-2）の統合

(4) 県内産品使用促進の取組要領

- ①使用材料一覧表（別表1）を土木請負工事必携 様式29-2（使用材料確認一覧表）に統合

(5) 工事書類作成の手引き

- ①受注者が下請契約を行った場合、下請金額によらず施工体制台帳・施工体系図の作成・提出を義務づけられたことによる改定
(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改定関連)
- ②配置技術者の専任を要さない期間を明確にするための書類の取り扱いを明記

(6) 共通

- ①表記、表現の統一、語句修正等

2 送付文書

- (1) 「土木工事共通仕様書」新旧対照表及び改定箇所
- (2) 「土木工事施工管理基準」新旧対照表及び改定箇所
- (3) 「土木請負工事必携」新旧対照表及び改定箇所
- (4) 「県内産品使用促進の取組要領」新旧対照表及び改定箇所
- (5) 「工事書類作成の手引き」新旧対照表及び改定箇所

3 適用する工事

- (1) 上記1 (1) ①及び1 (5) ①の改定
各法律の施行日以降に契約した工事。
- (2) 上記1 (1) ②及び1 (2) の改定
平成27年7月1日以降に契約する工事。
- (3) その他
平成27年7月1日以降に契約する工事。ただし、それ以前に契約した工事においても、
工事書類の簡素化を図るため、受発注者間で協議し双方合意により適用可能とする。

4 問合せ先

県土整備部 県土企画局 技術企画課 技術管理班
TEL078-362-9287